

団 長 会 記 録

1 開催日時 令和元年6月24日(月) 11:02～11:40

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

議長 梅沢裕之、副議長 渡辺ひとし、自民団長 しきだ博昭、立民団長 てらさき雄介、公明団長 佐々木正行、民主団長 近藤大輔、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、管理担当課長兼総務課副課長 小野関浩人、経理課長 奥澤陽一、参事兼議事課長 霜尾克彦、政策調査課長 田中一郎

4 議 題

(1) 政務活動費連絡会について

6月12日の団長会で提案した、団長会規約の改正案、並びに、政務活動費に係る検討組織の設置に関連する要綱等の案について決定した。

団長会規約の改正及び、政務活動費連絡会要綱の施行日については、本日付けとする。

委員の推薦届は本日中に議長あて提出願う。

推薦届の提出をもって委員を選任し、座長については、要綱に従い委員の中から議長が選任する。なお、選任後の名簿は速やかに各会派に配布する。

(2) 議会友好代表団の派遣について

ドイツ連邦共和国バーデンビュルテンベルグ州と本県との友好提携30周年を記念して、両県州の友好と信頼を深め、今後のより一層の交流の推進を図るとともに、同州内における先進施策等の調査を行うために、議会友好代表団を派遣したい旨、議長から発言があり、議会局から、派遣の概要及び今後の手続きについて、次のとおり説明があった。

ア 11月10日(日)から15日(金)の間に6日間以内の日程で調整すること。

イ ドイツ連邦共和国バーデンビュルテンベルグ州議会ほかの訪問を行うこと。

出席者から次のとおり発言があった。

井坂団長:二つだけ確認させてください。一つは5年ごとにドイツに行かれているとは思いますが、今回、行政側も行くのかということと、もう一つは、相手側のドイツのバーデンビュルテンベルグから、議員は来たことがあるのか、聞かせてもらいたい。

谷川副局長:一つ目の執行部の関係ですが、今回は行く予定がないと聞いております。二つ目の、向こうからの来県について、でございますが、平成20年度にドイツのバーデンビュルテンベルグ州の市長、いわゆる知事に該当する方が、こちらの方に訪問されております。

協議した結果、案のとおり、議会友好代表団を派遣することを決定した。

なお、代表団の編成については、議長から議会運営委員会 委員長に依頼し、派遣日程については、8月末までに調整する旨の発言があった。

(3) 議員控室改修工事のスケジュール等について

議会局から、資料2により控室の改修工事について次のとおり説明があった。

- ア 改修工事期間中に控室が使用できなくなる、公明党、かながわ県民・民主フォーラム、共産党、わが町、大志会については、9階の第5から第8の委員会室を臨時控室として利用いただきたい。
- イ 臨時控室であること及び過去の例に従い、机及び椅子については、委員会室の備品をご利用いただきたい。
- ウ 什器の運搬等の作業期間は、搬出は、7月13日(土)から15日(月)祝日に、搬入は、8月31日(土)から9月2日(月)としたい。
- エ 搬出については、土日祝日に行くが、搬入については、可能な限り、土日で終わらせたいと考えているが、一部作業は、9月2日(月)に行くこともあろうかと思うので、迷惑をおかけするが、ご協力をお願いしたい。
- オ 7月12日(金)までに、執務机や更衣ロッカーの中の持ち物を整理していただき、貴重品については、お持ち帰りをお願いしたい。
- カ 工事期間中、臨時控室で利用するものと、仮保管場所に置いてよいものを、控室職員と協力しながら、段ボールに分けて収納していただきたい。
- キ 工事期間中は、9階の第5から第8までの委員会室を臨時的控室として、資料記載のとおり、使用願いたい。

(4) 改正健康増進法について

議会局から、次のとおり説明があった。

- ア 本県議会は、健康増進法による規制の監督官庁となる横浜市から、第二種施設と判断され、法の施行が令和2年4月1日からとなる。
- イ それまでの間は、現行法及び現行の本県受動喫煙防止条例が適用されるため、従来どおり、「専ら特定の者が出入りする区域」として利用していたエリアについては、引き続き喫煙が可能となる。
- ウ 第二種施設に設けることができる喫煙専用室の令和2年4月1日以降のあり方については7月1日以降の行政機関等への法施行後の状況や、喫煙可能としている「専ら特定の者が出入りする区域」の運用実態等を踏まえ、改めて団長会においてご相談する。

(5) 全国都道府県議会議長会主催による新任議員研修について

議会局から、8月21日(水)の午後、東京都千代田区の砂防会館別館1階において、今回の統一地方選挙で当選された新任議員を対象に研修が行われる旨、資料4に基づき報告があった。

参加を希望する場合は、7月8日(月)までに、申込書を議会局あて提出願う。

(6) その他

議会災害等対策会議における代理者について

議長から、この会議は議会災害等対策会議要綱 第2条第2項により、各団長を構成員としているが、災害等が起こった場合に開催されるものであることから、団長が出席できない場合を想定し、同要綱第5条第2項により、事前に代理人を定め届け出いただくこととなっていることから、資料5により代理人を選任し、7月3日(水)全常任委員会開催日までに、提出いただきたい旨の発言があった。

出席者から次のとおり発言があった。

しきた団長：わが会派から、委員会調査に関係して共産党さんへの確認をさせていただきたい点が

ございますので、共産党さんへの質問について、お取り計らいをお願いしたい。

梅沢議長：どうぞ。

しきた団長：委員会の視察に関して、確認をさせていただきたい点がございます。

改選前の平成27年において、当時の県民企業常任委員会における、海外調査に関して、共産党所属の委員から「水ビジネスの可能性や、海外展開の調査、さらには民間企業の支援策等の模索については、県民福祉の向上につながるとは言えない」との断定的な発言がございました。

その後、議会運営委員会の中での議論においても、各交渉会派と共産党さんとの間では、先ほど申し上げた、県民福祉の向上に関する考え方についても著しい隔たりがあった、ということについては、ご承知のとおりでございます。

こうした状況を踏まえて、平成27年7月13日に開催された団長会においては、県民の負託を受けた県議会議員、そして責任ある立場にある各会派がそれぞれ、県民福祉の向上に資する委員会調査を実施していくためには、そうした調査に対する考え方に大きな隔たりがある中で、一緒に行くことについては、きわめて難しい状況にある、については委員会調査をグループ分けして実施すべきである、こうした決定を見たところです。

こうした視察先の選定等については、それぞれ考え方、様々な意見があるということは十分承知をしていますが、それが県民福祉の向上につながらない、そうした断定的な考え方は、視察を実施するにあたっては、きわめて重大な問題だ、と我々は受け止めて、今のよう経過を、手順を踏みながら決定をしたと承知をしております。

つきましては、共産党さんの改選前のそうした考えに変化がないのかどうか、また、視察に対する考えを改めてお聞かせいただく必要があるのではないかと、わが会派としては考えるところです。

確認をさせていただきたいのは、以上であります。

改めて、共産党さんに、今期においてどのような考えのもと調査に臨むのか、また過去にそういった経過があり、ただいま申し上げたとおり、しかるべき立場にある団長さん方にご理解をいただいた形で、グループ分けを決定してきた、この調査についての考え方について、改めてこの場で確認したいと考えております。議長、お取り計らいをお願いしたい。

梅沢議長：ただ今自民党から発言がありましたが、共産党さん、いかがでしょうか。

井坂団長：過去の経過、この団長会で今、質問がありました。

私たちの委員会調査に対する考え方ですが、一つは海外の調査の場合ですが、私たちは、委員会での県外視察の延長というか、一環として、委員会での海外視察をすることはやめるべきという風に考えています。

それは、普通の一般の県外視察と違って、費用も多くかかりますし、外国と、日本での地方自治制度や、様々な法律や制度が違う中ですので、その費用対効果も含めて考慮すると、この間4年間、毎年どこかの委員会が海外視察に行っておりますが、こういうあり方というのは、抜本的に見直す必要があると考えています。

一方で委員会視察は、政策や考え方の違いがある中でも、一つの課題について現状や問題点を共有することは、共通の理解を深めるうえで、大切だと考えています。

だからこそ、委員全員の一致で、行先などを決めることが望ましいと考えています。

だから、今後の視察などについては、基本的な観点は今述べた形ですが、海外視察についてはそうですが、県内県外の視察については、それこそ、皆さんで論議して、正副委員長に一任するなど、こういう場合については、政策的な違いがあっても、当然必要な視察だという風に考えていますし、県民福祉の向上に資するように、それぞれの委員が、しっ

かりとみてくる必要があるのかな、という風に思っています。

梅沢議長：今、共産党さんから回答がありました。自民党さんとしてはいかがですか。

しきだ団長：改選前の議論においては、県民福祉の向上につながらないと、主観的な発言があったと、それに対して、撤回、あるいは謝罪についても言及してきたところではありますが、それに一貫して否定をされてきた結果があったと。

海外調査も含めて、適切な手続きを経ての選定、視察先、主たる構成人数等、また、予算についても県民の理解が得られるような範囲で、議論をし、それを正式な手続きを踏んで決定してきた経緯もございますので、今この場でそういったご説明をいただいても、我々としても受け入れるわけにはいかないと、これは指摘しておきたいと思えます。

また、先ほど申し上げたように、県民福祉の向上に関する視察に対する立場の違いが明確になってきた、そしてさらに、今日現在確認してもそこに変化がないと受け止めているところでもあります。

我々としてはこれまでの考え方に変化が生じたのかどうか、今の説明では十分認識は持っていません。

仮に変化があったのであれば、これまでの考え方を撤回する、そして、この場で謝罪をするということも、そういったことについても、改めてお聞かせ願いたい。

梅沢議長：共産党さんいかがですか。

井坂団長：この間の、海外の視察に関するやり取りの中で、こういう形になっているというのは私も承知しておりますし、私たちは、先ほど言いましたが、委員会での海外視察、要するに、県外視察の延長という形で行くという形については、やはり改めるべきだと考えています。

そういう点については、これまでと変わるわけではないので、謝罪、撤回という風にいわれましても、少しそれはできないかなと思えます。

しきだ団長：神奈川県も先進的な取り組みをしておりますので、県内外のそうしたさらなる先進事業を学びに行くというのは、延長線とかどうか、という問題ではなく、必要に応じて視察を実施している。

こうしたスタンスで我々はこれまで同様視察を行っていきたい、そういったスタンスでありますので、明らかに共産党さんとは考え方が一致するところではない、と判断せざるを得ないと思っております。

改めて、議長、この場では平行線と思えますので、わが会派としては、県民福祉の向上に関する考え方が異なる共産党さんとは、一緒に委員会の調査を実施することは望ましくない、むしろ実施すべきではない、と判断いたしますので、前期と同様に委員会調査についてはグループ分けして実施するというのを、改めて議長の下でお取り計らい願いたい。

梅沢議長：今までの議論を踏まえ、他会派からもご意見をお伺いしたいと思います。まず立憲民主党・民権クラブはいかがでしょう。

てらさき団長：今の、自民党しきだ委員のグループ分けをしたらどうか、ということについての意見ということでよろしいでしょうか。

梅沢議長：はい。

てらさき団長：今、今期初めてこの場で、自民党さんと共産党さんの見解を聞き、今この場で回答するということであるならば、グループ分けについては賛成いたしかねる、と言うしかありません。

梅沢議長：公明さんどうぞ。

佐々木団長：今の議論を踏まえまして、自民党さんの意見に賛成します。

梅沢議長：民主さんどうぞ。

近藤団長：改選後ということでありませうけれど、この問題は改選前に本当に多くの時間を費やしてきました。様々な葛藤がある中で、今、反省する気がないということでありませうので、県民福祉の向上に資する課題の考え方が異なる共産党さんとは、グループ分けで視察を行うべきだと考えませう。

梅沢議長：県政さんどうぞ。

相原団長：まず、せつかくの機会ですので、共産党の井坂議員に質問というか、確認をさせていただきたい。

先ほどの発言の中で、外国、海外での調査というのは日本と地方制度が様々違うんで、端的に言うともあまり参考にならないのではないかと、状況が違うから、こういうご指摘だったのですが、私は、それは正反対じゃないのかと思ています。

時代が大きく変貌する中、日本の地方制度そのものも、今後変更される可能性が十二分にあります。

一部には道州制という議論だつてあるぐらいで、根本的な議論変更の議論がある中で、海外において、外国において知見を広めるといふのは、むしろ重要な、これからますますその必要が高まってくる、そういう状況にあると思ていますが、そこだけ一点、井坂さんに確認させていただきますか。

梅沢議長：はい、共産党さん。

井坂団長：それこそ、私たちが地方自治の中で、議会として活動していることであれば、やはり法律の縛りというのを当然受けませう。

その法律の範囲内での条例制定ですとか、そういうことが必要になります。

そういうところを変えていくという論議はあつてもいいですし、議会の中であつてもいいと思ていますが、そういう、今の地方自治の中で、制度や法律の仕組みの中で、今私たちがどうするか、ということ視察するわけですから、そこを外して考えることはできないと思ています。

制度の、地方制度の論議をするのは当然必要だと思ていますし、いいと思ています、それを海外で参考にするといふのはいいと思ていますが、それを委員会の中まで組み込むのか、といふのはどうかという風に思ています。

相原団長：そこは井坂さんとは、基本的な考え方が、どうやら違ふようでありませうが、むしろ国内外のさまざまな制度を視察することは重要なことと指摘をしておいて、元の議論に戻りませう。

選挙があつたので議員の相当数が入れかわつたといふことで、自民党のしきだ団長からご丁寧な投げかけがあつたのかと思ていますが、私は変更する状況、理由がないのであれば、変更しないといふのが当然のことと思ております。

状況に変化があつた時には、議論したいと思ていますが、変化がない限りは現状維持が妥当だと考えております。

梅沢議長：各会派から、ご意見をいただいたところですが、改めて、何かありましたらどうぞ。

しきだ団長：一点、立憲民主党・民権クラブ、てらさき団長の立場以外はわが会派と考え方を同じくされているという認識になりますけど、てらさき団長からグループ分けについて反対か、賛成かと、それについては、賛成いたしかねるとのことであつたが、それはどういった理由なのかお聞かせいただきたい。

てらさき団長：今、改めて自民党さんと共産党さんとのやり取りを伺つていて、私は一緒に行けないといふほどの溝を感じることはありませうでした。

もちろん、先ほどの共産党さんからの発言については私たちも、見解を異にしている点

があります。

海外調査については必要なものもありますし、それを行うことが許される場合もあるし、私たちも行く場合もあると思います。

しかし、また、一方でもちろん私たちも、4月30日付で作られた、新しい会派と言っても大多数、そのうちの幾人かは前期からいるメンバーですし、過去の経緯を知らない、というつもりももちろんないし、それはそれで大切にしながら、ここに座っております。

また今、共産党さんから、海外はそうだけれども、正副委員長一任で、国内はいいんだというような、新しい表現もあったので、みんなで一緒に行くというという方向で議論を深めていければと、そこにたどり着けるのではと。それほど溝を感じなかったです。

しきだ団長：てらさき団長も図らずも昨年4月に、新しい会派ができて、名称を変更し、そして、一年ちょっとです、過去の状況また、当時の議論を十分理解も認識もしているとの発言がありました。

であるならば、そうした当時の団長も、我々と同じように、共産党と一緒に委員会調査、県内外の調査に同行するわけにはいかないと、わが会派以上に厳しく指摘をされてきた、その中で、その流れを汲んだてらさき団長からそのような発言があることは大変残念であります。

我々としては冒頭申し上げたように、これまでの共産党さんの視察に関する考え方、そうしたものに状況の変化があったか、そして、それまでの過去の発言を撤回し、謝罪をする、そこから今後の議論がスタートすると、そうした基本的立場に変更がございません。

立憲民主党・民権クラブのてらさき団長の発言については、我々は受け入れるわけにはいかない、むしろ、共産党さんと同じスタンスということであれば、他の会派のご意見を聞かせたいと思いますが、立憲民主党・民権クラブの会派の皆さんとも我々と一緒に視察に行くことは極めて難しいと、こういう認識しております。

相原団長：てらさき団長に確認したいのですが、いろいろ細かい話があったようですが、それはそれとして、選挙を境に議員の入れ替えがあったのですが、選挙の前と後で会派としての見解が変わったのですか。

前期は立憲民主党も共産党とは一緒に行けないと、対応されていたわけですが、選挙がありました、確かに一部の議員は入れ替わったが、会派としての見解が変わったのですか。

てらさき団長：私たちは去る4月30日付けで新しい26人の議員で構成された会派であり、私はその協議の上で団長として、新しい会派のもとで出した結論ということですが、私は当時おりましたので、経過を知っております。

そのことも含めて、改めて、26名で議論した結果、見解の相違があったとしても、行けると思いました。

実は今、改めて自民党さんと共産党さんの話を聞いた中で、一緒に行けないというほどの溝はなかったのではないかと考えています。

相原団長：てらさき団長のご意見をお伺いしましたが、会派というものは途中で見解が変更したというなら理由をきちんと明示すべきだし、選挙があったからと言って、構成議員が入れ替わったからと言って、見解が自動的に変わるものだとはいけません。

会派というのは、以前に取った対応というのは責任をもって継承するものだと思いますが、そこはてらさき団長と見解を相違するものだと思います。

先ほどのしきだ団長の提案を是としたいと思います。

梅沢議長：今県政さんからは、ご発言いただきましたけれども、あと公明さんいかがでしょうか。

佐々木団長：今の様々な発言を聞いていまして、しきだ団長の意見に賛成します。

梅沢議長：民主さんいかがでしょうか。

近藤団長：自民党の考え方を是とします。

梅沢議長：各会派から、ご発言をいただきました。これについてどのようにしたらよろしいでしょうか。他に意見があればどうぞ。

しきだ団長：わが会派から、今回、問題提起といいますか、改めて確認ということで、発言させていただきましたが、共産党さんにそうした視察についての考え方に、変りがないということを確認させていただきました。謝罪、撤回も当然のことながらなされないということがあります。

それについて、これまでと変化がないのであれば、従前通りグループ分けをして実施するというのを、わが会派は主張、また発言をさせていただいたところではありますが、それについて、立憲民主党さんからは、グループ分けについては反対だということ、こういうご発言があった。様々な責任ある立場でこの団長会に望み、発言をされてきた、そうした経過を最大限尊重し、円滑な議会運営のために、こうした場が設けられているわけですが、考え方に大きな隔たりがあるということが確認されましたので、これ以上議論をしても、方向性を見出すことは難しいのではないかと、という風に認識しております。

については、先ほど、立憲民主党・民権クラブ たらさき団長から発言もありました、その点も踏まえて、共産党さんに考えに変化がない、そして、立憲民主党さんは、これまでの流れから若干変化が生じてきている、若干というか変化が生じてきている、こうした中で、共産党、そして立憲民主・民権クラブさんと、我々としては、一緒に視察に赴くことは、困難であると考えております。

については、議論も平行線をたどってしまいますので、この際、議長のお取り計らいのもとにおいて、グループ分けをして委員会の調査については、共産党さん、そして立憲民主党・民権クラブ、この2会派と別に委員会調査を実施する、この点についてお諮りをいただきたい、と思いがいかでしょうか。よろしくお願ひいたします。

梅沢議長：各会派からご意見をいただきました。ただ今、自民党から発言がありましたとおり、このことについて意見の一致を得ることは、難しい状況であると思ひます。

そこで、議会の円滑な運営に資するため、当団長会において、一定の結論を出すため、これについてお諮りしたいと思ひます。

自民党から提案がありましたとおり、立憲民主党・民権クラブ、共産党とは、グループを分けて調査を実施することについて、団長会規約第7条第1項の規定に基づき、採決いたします。

委員会調査の実施にあたり、調査をグループに分けて実施することについて、ご賛成の方は、挙手願ひます。

(挙手多数)

梅沢議長：挙手多数と認めます。

よって、委員会調査は、グループに分けて、実施することに決しました。

各会派におかれては、ただいまの採決による決定を踏まえ、議会の円滑な運営に向けて、ご協力いただきますよう改めて、よろしくお願ひいたします。

それでは、これもちまして、団長会を終了させていただきます。

以上